

有効期間満了日 令和6年3月31日

熊情管第178号

令和2年3月31日

熊本県警察情報伝達システム運用要領の一部改正について（通達）

熊本県警察統合OAシステムにおけるログオンメッセージ等については、「熊本県警察情報伝達システム運用要領の制定について（通達）」（平成28年12月13日付け熊情管第1010号）に基づき運用してきたところであるが、一部運用方法を見直し令和2年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

熊本県警察情報伝達システム運用要領

1 趣旨

この要領は、熊本県警察情報伝達システム（以下「情報伝達システム」という。）の運用及び管理に必要な事項を定めるものとする。

2 目的

情報伝達システムは、統合OAシステム用パソコンの画面上に、起動時又は随時、必要な情報を一斉に表示させることにより、全職員に対する情報の周知、共有等を図ることを目的とする。

3 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ログオンメッセージ

統合OAシステムにログオンした際、統合OAメニューウィンドウ（いわゆる「机の画面」）が開く前に表示されるウィンドウのメッセージをいう。主に警察本部各所属が全職員に周知させたい施策、取組、行事等を表示対象とする。

(2) 緊急メッセージ

統合OAシステムの初期画面の右上「お知らせ」欄に表示される情報をいう。ログオンメッセージが定例的に注意喚起を促すものであるのに対し、緊急メッセージは随時かつ登録後直ちに統合OAシステム用パソコンの画面を通じて職員に周知できることから、テロ、災害、その他の重要事件・事故及びシステム障害等緊急に職員に周知する必要がある情報の周知に適している。

4 運用体制

(1) システム総括責任者

情報伝達システムの運用及び管理に関する事務を総括するため、警察本部にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

(2) システム管理者

システム総括責任者を補佐し、情報伝達システムの運用及び管理に関する事務を処理するため警察本部にシステム管理者を置き、警察本部情報管理課長をもって充てる。

5 手続

(1) 情報伝達システムによりログオンメッセージ又は緊急メッセージの表示を希望する所属長は、メッセージ表示依頼書（別記様式）に必要な事項を記載の上、システム管理者を経由してシステム総括責任者に申請するものとする。

なお、ログオンメッセージに係る申請については、表示を希望する日の1週

間前までに行うものとする。

- (2) (1)の場合において、既に他所属と表示希望期間が重複する場合は、表示を希望する所属において事前に当該他所属と調整を図り、調整済みである旨をメッセージ表示依頼書「備考」欄に付記して申請すること。また、ログオンメッセージの表示を希望する場合は、電子データを添付すること。
- (3) システム総括責任者は、緊急メッセージに係る申請については速やかに、ログオンメッセージに係る申請については表示希望期間開始までに、それぞれシステム管理者に表示のための手続を執らせるものとする。

※ 別記様式（略）